

松本×山田対談

過去問を活用した過去問を繰り返し

解かなくても問題が解けるようになる方法

講師レジュメ

辰巳法律研究所

【MEMO】

問題

行政書士試験 平成 30 年

問題 1 甲自動車（以下「甲」という。）を所有するAは、別の新車を取得したため、友人であるBに対して甲を贈与する旨を口頭で約し、Bも喜んでこれに同意した。しかしながら、Aは、しばらくして後悔するようになり、Bとの間で締結した甲に関する贈与契約をなかつたことにしたいと考えるに至った。甲の引渡しを求めているBに対し、Aは、民法の規定に従い、どのような理由で、どのような法的主張をすべきか。40 字程度で記述しなさい。なお、この贈与契約においては無効および取消しの原因は存在しないものとする。

解説

贈与契約①

【解答例】

書	面	に	よ	ら	な	い	贈	与	で	あ	り	、	履	行
が	終	わ	っ	て	い	な	い	と	い	う	理	由	で	、
贈	与	契	約	の	撤	回	を	す	る	。				

—図表— 要件・効果

	内 容
要件	<p>贈与契約は、諾成契約であるため、書面にしておかなくても、有効に成立する。しかし、書面にしておかなければ、各当事者は、贈与契約を撤回することができる（550条本文）。</p> <p>もっとも、書面によらない贈与であっても、履行の終わった部分については、撤回することができない（550条ただし書）。</p> <p>不動産の贈与では、不動産の引渡しがなくとも、所有権移転登記がされた場合には履行が終わったとされるし（最判昭40.3.26）、所有権移転登記がなくとも、引渡しがされた場合には履行が終わったとされる（大判明43.10.10、最判昭31.1.27）。</p>
効果	<p>① 財産権移転義務</p> <p>② 担保責任</p> <p>贈与者は、贈与の目的である物または権利の瑕疵または不存在について、その責任を負わない（551条1項本文）。ただし、贈与者がその瑕疵または不存在を知りながら受贈者に告げなかったときは、担保責任を負う（551条1項ただし書）。</p>

—図表— 特殊な贈与

	定期贈与	負担付贈与	死因贈与
意義	定期の給付を目的とする贈与をいう。	贈与契約の際に受贈者に負担を課す贈与をいう。	贈与者の死亡によって効力を生ずる贈与をいう。
効力	贈与者または受贈者の死亡によって、その効力を失う（552条）。	その性質に反しない限り、双務契約に関する規定（同時履行の抗弁権、危険負担、解除）が準用される（553条）。	その性質に反しない限り、遺贈に関する規定が準用される（554条）。
備考		負担の限度において、贈与者の給付と受贈者の給付とは対価関係に立つため、贈与者は、売主と同様の担保責任を負う（551条）。	死因贈与の方式については、遺贈に関する規定は準用されない（最判昭32.5.21）。

問題

行政書士試験 平成 27 年

問題 2 Aは、自己所有の甲建物をBに贈与する旨を約した(以下、「本件贈与」という)。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 本件贈与が口頭によるものであった場合、贈与契約は諾成契約であるから契約は成立するが、書面によらない贈与につき贈与者はいつでも撤回することができるため、甲がBに引き渡されて所有権移転登記手続が終了した後であっても、Aは本件贈与を撤回することができる。
- 2 本件贈与が書面によるものであるというためには、Aの贈与意思の確保を図るため、AB間において贈与契約書が作成され、作成日付、目的物、移転登記手続の期日および当事者の署名押印がされていなければならない。
- 3 本件贈与につき書面が作成され、その書面でAが死亡した時に本件贈与の効力が生じる旨の合意がされた場合、遺言が撤回自由であることに準じて、Aはいつでも本件贈与を撤回することができる。
- 4 本件贈与につき書面が作成され、その書面でBがAの老後の扶養を行うことが約された場合、BがAの扶養をしないときであっても、甲の引渡しおよび所有権移転登記手続が終了していれば、Aは本件贈与を解除することができない。
- 5 本件贈与につき書面が作成され、その書面で、BがAの老後の扶養を行えばAが死亡した時に本件贈与の効力が生じる旨の合意がされた場合、Bが上記の負担を全部またはこれに類する程度まで履行したときであっても、特段の事情がない限り、Aは本件贈与を撤回することができる。

解説

贈与契約②

正解 3

次のとおり、妥当なものは肢3であるから、正解は3となる。

1 妥当でない

判例は、不動産の贈与契約において、当該不動産の所有権移転登記が経由されたときは、当該不動産の引渡の有無を問わず、贈与の履行を終ったものと解すべきであるとしている（最判昭40. 3. 26）。

2 妥当でない

判例は、贈与が書面によってされたといえるためには、贈与の意思表示自体が書面によっていることを必要としないことはもちろん、書面が贈与の当事者間で作成されたこと、又は書面に無償の趣旨の文言が記載されていることも必要とせず、書面に贈与がされたことを確実に看取しうる程度の記載があれば足りるとしている（最判昭60. 11. 29）。

3 妥当である

判例は、死因贈与については、遺言の取消に関する民法1022条がその方式に関する部分を除いて準用されるとしている（最判昭47. 5. 25）。

4 妥当でない

判例は、負担付贈与においては、受贈者がその負担である義務の履行を怠るときは、民法541条・542条の規定を準用し、贈与者は贈与契約の解除をなし得るとしている（最判昭53. 2. 17）。

5 妥当でない

判例は、負担の履行期が贈与者の生前と定められた負担付死因贈与契約に基づいて受贈者が約旨に従い負担の全部又はそれに類する程度の履行をした場合においては、贈与者の最終意思を尊重するの余り受贈者の利益を犠牲にすることは相当でないから、右贈与契約締結の動機、負担の価値と贈与財産の価値との相関関係、右契約上の利害関係者間の身分関係その他の生活関係等に照らし右負担の履行状況にもかかわらず負担付死因贈与契約の全部又は一部の取消をすることがやむをえないと認められる特段の事情がない限り、遺言の取消に関する民法1022条、1023条の各規定を準用するのは相当でないとしている（最判昭57. 4. 30）。

問題

行政書士試験 平成 24 年

問題 3 無償契約に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 定期の給付を目的とする贈与は、贈与者または受贈者の死亡によって、その効力を失う。
- 2 贈与契約においては対価性を維持する必要がないため、目的物に瑕疵があったとしても、贈与者は、それについて善意であるか悪意であるかにかかわらず担保責任を負わない。
- 3 使用貸借においては、借用物の通常必要費については借主の負担となるのに対し、有益費については貸主の負担となり、その償還の時期は使用貸借の終了時であり、貸主の請求により裁判所は相当の期限を許与することはできない。
- 4 委任が無償で行われた場合、受任者は委任事務を処理するにあたり、自己の事務に対するのと同じの注意をもってこれを処理すればよい。
- 5 寄託が無償で行われた場合、受寄者は他人の物を管理するにあたり、善良なる管理者の注意をもって寄託物を保管しなければならない。

解説

贈与契約③

正解 1

次のとおり、妥当なものは肢1であるから、正解は1となる。

1 妥当である

定期の給付を目的とする贈与は、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力を失う（552条）。

2 妥当でない

贈与者は、贈与の目的である物又は権利の瑕疵又は不存在について、その責任を負わない。ただし、贈与者がその瑕疵又は不存在を知らながら受贈者に告げなかったときは、この限りでない（551条1項）。

3 妥当でない

使用貸借において、借主は、借用物の通常必要費について負担する（595条1項）。有益費については、借主は、貸主が返還を受けた時から1年以内にその償還を請求できるが（600条）、裁判所は、貸主の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる（595条2項・583条2項）。

4 妥当でない

受任者は、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負う（644条）。

5 妥当でない

無報酬で寄託を受けた者は、自己の財産に対するのと同じの注意をもって、寄託物を保管する義務を負う（659条）。

問題

行政書士試験 平成 17 年

問題 4 贈与者 A と受贈者 B との関係に関する次の記述のうち、判例の趣旨に照らして妥当でないものはどれか。

- 1 未登記の建物を書面によらず贈与した場合において、A が B にその建物を引き渡したときは、A はその贈与契約を取り消すことができない。
- 2 既登記の建物を書面によらずに贈与した場合において、A が B にその建物を引き渡したときは、所有権移転登記が未了であっても、A はその贈与契約を取り消すことができない。
- 3 既登記の建物を書面によらずに贈与した場合において、A から B にその建物の引渡しが行われていないときであっても、所有権移転登記がなされていれば、A はその贈与契約を取り消すことができない。
- 4 負担付贈与において B がその負担である義務の履行を怠るときは、A は契約の解除をすることができる。
- 5 B に対する定期の給付を目的とする贈与であらかじめ期間の定めがあるものは、A が死亡しても、その期間内は効力を失うことはない。

解説

贈与契約④

正解 5

次のとおり、妥当でないものは肢5であるから、正解は5となる。

1 2 3 妥当である

書面によらない贈与は、各当事者が撤回することができる。ただし、履行の終わった部分については、この限りでない（550条）。不動産の贈与では、不動産の引渡しがなくとも、所有権移転登記がされた場合には履行が終わったとされるし、所有権移転登記がなくとも、引渡しがされた場合には履行が終わったとされる。

4 妥当である

負担付贈与とは、贈与契約の際に受贈者に負担を課す贈与をいう。負担付贈与は、その性質に反しない限り、双務契約に関する規定（同時履行の抗弁権、危険負担、解除）が準用される（553条）。

5 妥当でない

定期贈与とは、定期の給付を目的とする贈与をいう。定期贈与は、贈与者又は受贈者の死亡によって、その効力を失う（552条）。

司法書士試験 令和元年度

第18問 隔地者間の契約の成立に関する次の1から5までの記述のうち、隔地者であるAとBとの間で契約が成立するものは、どれか。

なお、A及びBはいずれも商人でないものとする。

- 1 Aは、Bに対して承諾の期間を定めて契約の申込みをしたが、その通知が到達する前に、その申込みを撤回する旨をBに伝えた。その後、Bは当初の申込みにおいて定められた承諾の期間内に承諾の意思表示をした。
- 2 Aは、Bに対して承諾の期間を定めずに契約の申込みをしたが、その通知が到達した後、Bが諾否を判断するのに必要と考えられる時間が経過する前に、その申込みを撤回する旨をBに伝えた。その直後、Bは承諾の意思表示をした。
- 3 Aは、Bに対して申込みの通知を發した後に死亡し、Bは、その通知が到達する前にその事実を知った。その通知が到達した後、Bは承諾の意思表示をした。
- 4 Aは、Bに対して承諾の期間を定めて契約の申込みの通知を發したが、その通知は、交通事情により到達が遅れたため、承諾期間経過後にBに到達した。Bは、Aに対して延着の通知をするとともに、承諾の意思表示をした。
- 5 Aは、Bに対して、撤回する権利を留保した上で、承諾の期間を定めずに契約の申込みをしたが、その後、これを撤回する旨の通知を發した。その通知は、交通事情により到達が遅れたため、Bが承諾の意思表示を發した後に到達した。Bは、通常の場合にはBが承諾の通知を發する前にAによる撤回の通知が到達するはずであったことを知っていたが、Aに対して延着の通知をしなかった。

正解 2

1 成立しない。

民法 97 条 1 項は、「隔地者に対する意思表示は、その通知が相手方に到達した時からその効力を生ずる。」と規定している。本記述において、A の B に対する契約の申込みは、B に到達する前に撤回されているため、契約の申込みが効力を生じていない。

2 成立する。

本記述は、民法 524 条により契約が成立する。

承諾の期間を定めずに隔地者に対してした申込みは、申込者が承諾の通知を受けるのに相当な期間を経過するまでは、撤回することができない(民法 524 条)。本記述において、A の撤回が認められない期間内に、B は A に対し、承諾の意思表示をしているため、契約は成立する。

3 成立しない。

民法 97 条 2 項は、「隔地者に対する意思表示は、表意者が通知を発した後に死亡し、又は行為能力を喪失したときであっても、そのためにその効力を妨げられない。」と規定し、民法 525 条は、「民法 97 条 2 項の規定は、申込者が反対の意思を表示した場合又はその相手方が申込者の死亡若しくは行為能力の喪失の事実を知っていた場合には、適用しない。」と規定している。本記述において、B は申込みの通知が到達する前に A 死亡の事実を知ったのであるから、その後、A による申込みの通知が B に到達したとしても、民法 97 条 2 項の適用はなく、A の申込みの効力は生じない。

4 成立しない。

民法 521 条 2 項は、「申込者が前項の申込み〔注：承諾の期間を定めてした契約の申込み〕に対して同項の期間内に承諾の通知を受けなかったときは、その申込みは、その効力を失う。」と規定している。本記述において、A の B に対する契約の申込みは、承諾の期間を定めたものであるため、その期間内に承諾の通知を受けなかったときには、契約の申込みは効力を失う(民法 521 条 2 項)。契約の申込みに対する延着の通知に関する規定はない(民法 522 条、527 条参照)。

5 成立しない。

民法 527 条 1 項は、「申込みの撤回の通知が承諾の通知を発した後に到達した場合であっても、通常の場合にはその前に到達すべき時に発送したものであることを知ることであり、承諾者は、遅滞なく、申込者に対してその延着の通知を発しなければならない。」と規定し、同条 2 項は、「承諾者が前項の延着の通知を怠ったときは、契約は、成立しなかったものとみなす。」と規定している。本記述において、B は、通常の場合には B が承諾の通知を発する前に A による撤回の通知が到達するはずであったことを知っていたが、A に対して延着の通知をしなかったことから、民法 527 条 2 項が適用され、契約は成立しなかったものとみなされる。

■該当過去問

15-20

教授： Aが承諾の期間を定めずに契約の申込みをした場合、Aは、その申込みを撤回することができますか。

学生：イ 承諾の期間を定めずに契約の申込みをした場合には、Aは、Bからの承諾の通知を受け取る前であればいつでも、その申込みを撤回することができます。

債権法改正・相続法改正完全対応版『リアリスティック民法Ⅲ』P184

(b) 承諾期間の定めのない申込み

この場合、すぐには撤回できません(新民法 525 条 1 項本文)。**15-20-イ** この場合も、承諾者は、契約をする価値があるかを調査したり、社内で会議をしたりしているかもしれないからです。なお、かつては、「隔地者に対して」(ex. 東京にいる者から大阪にいる者へ)の申込みのみ規定されていましたが(旧民法 524 条)、平成 29 年の改正で隔地者以外にも適用されるよう、「隔地者に対して」の文言が削除されました。

改正

ただし、相当な期間が経過すれば撤回できます。承諾期間がないので、当然に申込みの効力は失われません。しかし、申込者を一生申込みに拘束するわけにはいかないので、相当な期間が経過すれば撤回できるとされています(新民法 525 条 1 項本文)。

明文化

また、申込者が撤回をする権利を留保したときは、相当な期間が経過していなくても撤回できます(新民法 525 条 1 項ただし書。P14 の「撤回に対する基本的な考え方」の例外②)。これも、上記(a)と同じ理由から、平成 29 年の改正で通説が明文化されました。

【MEMO】

問題

行政書士試験 平成18年

問題5 Aはその所有する建物をBに賃貸し、BはAの承諾を得てその建物をCに転貸している。この状況の下で、A・B間の賃貸借契約が終了したので、AはCに建物の明渡しを求めたいと考えている。A・C間の法律関係に関する次のア～オの記述のうち、妥当でないものの組合せはどれか。

ア A・Bが賃貸借契約を合意解除した場合には、AはそれをCに対抗することができる。

イ Bが賃借権を放棄した場合には、AはそれをCに対抗することができない。

ウ Bの債務不履行によってA・B間の賃貸借契約が解除された場合には、AはあらかじめCに催告をしなくてもCに対抗することができる。

エ A・B間の賃貸借契約が期間満了によって終了した場合には、AはCにその旨を通知しなくても、それをCに対抗することができる。

オ Aからの正当事由を伴う解約申し入れによりA・B間の賃貸借契約が終了した場合には、AはCにその旨を通知しなければ、それをCに対抗することができない。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 ア・エ
- 4 イ・ウ
- 5 エ・オ

解説

賃貸借契約①

正解 3

次のとおり、妥当でないものはア・エであるから、正解は3となる。

ア 妥当でない

判例は、賃貸人と賃借人が賃貸借契約を合意解除しても、賃貸人は、その解除をもって転借人に対抗することができないとしている（大判昭9. 3. 7）。

イ 妥当である

賃借人が、賃借権を放棄した場合には、賃貸人はそれを転借人に対抗することができないと解されている。

ウ 妥当である

判例は、賃料の延滞を理由として賃貸借契約を解除するには、賃貸人は賃借人に対して催告をすれば足り、転借人にその支払の機会を与える必要はないとしている（最判昭37. 3. 29）。

エ 妥当でない

建物の転貸借がされている場合において、建物の賃貸借が期間の満了または解約の申入れによって終了するときは、建物の賃貸人は、建物の転借人にその旨の通知をしなければ、その終了を建物の転借人に対抗することができない（借地借家法34条1項）。

オ 妥当である

肢エの解説参照。

問題

行政書士試験 平成24年

問題6 Aは自己所有の甲建物をBに賃貸し（以下、この賃貸借を「本件賃貸借」という。）、その際、BがAに対して敷金（以下、「本件敷金」という。）を交付した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものはどれか。

- 1 本件賃貸借において、Bが甲建物のために必要費および有益費を支出した場合、特約がない限り、Bはこれらの費用につき、直ちにAに対して償還請求することができる。
- 2 BがAの承諾を得て本件賃貸借に基づく賃借権をCに譲渡した場合、特段の事情がない限り、AはBに対して本件敷金を返還しなければならない。
- 3 BがAの承諾を得て甲建物をDに転貸したが、その後、A・B間の合意により本件賃貸借が解除された場合、B・D間の転貸借が期間満了前であっても、AはDに対して甲建物の明渡しを求めることができる。
- 4 BがAの承諾を得て甲建物をEに転貸したが、その後、Bの賃料不払いにより本件賃貸借が解除された場合、B・E間の転貸借が期間満了前であれば、AはEに対して甲建物の明渡しを求めることはできない。
- 5 AがFに甲建物を特段の留保なく売却した場合、甲建物の所有権の移転とともに賃貸人の地位もFに移転するが、現実にFがAから本件敷金の引渡しを受けていないときは、B・F間の賃貸借の終了時にFはBに対して本件敷金の返還義務を負わない。

解説

賃貸借契約②

正解 2

次のとおり、妥当なものは肢2であるから、正解は2となる。

1 妥当でない

賃借人は、賃借物について賃貸人の負担に属する必要費を支出したときは、賃貸人に対し、直ちに、その償還を請求することができる（608条1項）。また、賃借人が賃借物について有益費を支出したときは、賃貸人は、賃貸借の終了の時に、民法196条の規定に従い、その償還をしなければならない（同条2項）。

2 妥当である

判例は、土地賃借権が賃貸人の承諾を得て旧賃借人から新賃借人に移転された場合であっても、敷金に関する敷金交付者の権利義務関係は、敷金交付者において賃貸人との間で敷金をもって新賃借人の債務の担保とすることを約し又は新賃借人に対して敷金返還請求権を譲渡するなど特段の事情のない限り、新賃借人に承継されないとしている（最判昭53.12.22）。

3 妥当でない

契約自由の原則により、当事者間の合意で解除することもできるが、判例は、賃貸人と賃借人が賃貸借契約を合意解除しても、賃貸人は、その解除をもって転借人に対抗することができないとしている（大判昭9.3.7）。

4 妥当でない

判例は、賃貸人の承諾のある転貸借において、賃貸借契約が転貸人の債務不履行を理由とする解除により終了した場合、賃貸人の承諾のある転貸借は、原則として、賃貸人が転借人に対して目的物の返還を請求した時に、転貸人の転借人に対する債務の履行不能により終了するとしている（最判平9.2.25）。

5 妥当でない

判例は、建物賃貸借契約において当該建物の所有権移転に伴い賃貸人たる地位に承継があつた場合には、旧賃貸人に差し入れられた敷金は、賃借人の旧賃貸人に対する未払賃料債務があればその弁済としてこれに当然充当され、その限度において敷金返還請求権は消滅し、残額についてのみその権利義務関係が新賃貸人に承継されるものとしている（最判昭44.7.17）。

問題

行政書士試験 平成 25 年

問題 7 Aは、B所有の甲土地に乙建物を建てて保存登記をし、乙建物をCが使用している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、誤っているものはいくつあるか。

ア Aが、甲土地についての正当な権原に基づかないで乙建物を建て、Cとの間の建物賃貸借契約に基づいて乙建物をCに使用させている場合に、乙建物建築後 20 年が経過したときには、Cは、Bに対して甲土地にかかるAの取得時効を援用することができる。

イ Aが、Bとの間の土地賃貸借契約に基づいて乙建物を建て、Cとの間の建物賃貸借契約に基づいてCに乙建物を使用させている場合、乙建物の所有権をAから譲り受けたBは、乙建物についての移転登記をしないときは、Cに対して乙建物の賃料を請求することはできない。

ウ Aが、Bとの間の土地賃貸借契約に基づいて乙建物を建て、Cとの間の建物賃貸借契約に基づいてCに乙建物を使用させている場合、Cは、Aに無断で甲土地の賃料をBに対して支払うことはできない。

エ Aが、Bとの間の土地賃貸借契約に基づいて乙建物を建てている場合、Aが、Cに対して乙建物を売却するためには、特段の事情のない限り、甲土地にかかる賃借権を譲渡することについてBの承諾を得る必要がある。

オ Aが、Bとの間の土地賃貸借契約に基づいて乙建物を建て、Cとの間の建物賃貸借契約に基づいてCに乙建物を使用させている場合、A・B間で当該土地賃貸借契約を合意解除したとしても、特段の事情のない限り、Bは、Cに対して建物の明渡しを求めることはできない。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

解説

賃貸借契約③

正解 2

次のとおり、誤っているものはア・ウの2つであるから、正解は2となる。

ア 誤り

時効の援用が認められる「当事者」(145条)とは、時効により直接利益を受ける者及びその承継人をいうが(最判昭48.12.14)、判例は、借地上の建物の賃借人は、土地の取得時効の完成によって直接利益を受ける者ではないから、賃貸人の敷地所有権の取得時効を援用することはできないとしている(最判昭44.7.15)。

イ 正しい

判例は、賃貸中の宅地を譲り受けた者は、その所有権の移転につき登記を経由しないかぎり、賃貸人たる地位の取得を賃借人に対抗することができず、また、賃貸人たる地位を主張することもできないとしている(最判昭49.3.19)。

ウ 誤り

債務の弁済は、第三者もすることができる(474条1項本文)。もっとも、利害関係を有しない第三者は、債務者の意思に反して弁済をすることができない(同条2項)。「利害関係」とは、債務の弁済につき、法律上の利害関係をいい、判例は、借地上の建物の賃借人は、敷地の地代の弁済について利害関係を有するとしている(最判昭63.7.1)。

エ 正しい

賃借人は、賃貸人の承諾を得なければ、その賃借権を譲り渡し、又は賃借物を転貸することができない(612条1項)。借地上の建物を譲渡する場合、土地賃借権も従たる権利として譲渡されることになる(87条2項類推適用)。したがって、Aが、Cに対して乙建物を売却するためには、特段の事情のない限り、甲土地にかかる賃借権を譲渡することについてBの承諾を得る必要がある。

オ 正しい

判例は、土地の賃貸人と賃借人が土地賃貸借契約を合意解除しても、特段の事情のない限り、土地の賃貸人は、解除をもって賃借人の所有する地上建物の賃借人に対抗することができないとしている(最判昭38.2.21)。

司法書士試験 令和元年度

第19問 民法第714条第1項所定の法定の監督義務者の責任に関する次のアからオまでの記述のうち、判例の趣旨に照らし正しいものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

ア 不法行為をした未成年者が責任を弁識する知能を備えている場合であっても、その未成年者の監督義務者が監督義務を果たさなかったことと損害との間に相当因果関係が認められるときは、監督義務者は民法第714条第1項に基づく責任を負う。

イ 責任を弁識する知能を備えていない未成年者の行為により火災が発生した場合には、失火ノ責任ニ関スル法律にいう「重大ナル過失」の有無は未成年者の監督義務者の監督について考慮され、監督義務者は、その監督について重大な過失がなかったときは、当該火災により生じた損害を賠償する責任を免れる。

ウ 民法第714条第1項所定の法定の監督義務者に当たらない者であっても、責任無能力者との身分関係等に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、法定の監督義務者に準ずべき者として、同項が類推適用される。

エ 責任を弁識する知能を備えていない未成年者が、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によってたまたま人身に損害を生じさせた場合には、その親権者は、当該行為について具体的に予見することができなかつたときであっても、当該行為から生じた損害について、民法第714条第1項に基づく責任を負う。

オ 夫婦の一方が認知症により責任を弁識する能力を有しないときは、同居する配偶者は、民法第714条第1項所定の法定の監督義務者に当たる。

(参考)

民法

第712条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

第713条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

第714条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、監督義務者がその義務を怠らなかったとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 (略)

失火ノ責任ニ関スル法律

民法第709条ノ規定ハ失火ノ場合ニハ之ヲ適用セス但シ失火者ニ重大ナル過失アリタルトキハ此ノ限ニ在ラス

1 アイ 2 アオ 3 イウ 4 ウエ 5 エオ

正解 3

ア誤り。

最判昭 49.3.22。判例は、本記述と同様の事案において、「未成年者が責任能力を有する場合であっても監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によつて生じた結果との間に相当因果関係を認めうるときは、監督義務者につき民法 709 条に基づく不法行為が成立する」としている。

イ正しい。

本記述は、最判平 7.1.24 により正しい。

判例は、本記述と同様の事案において、「責任を弁識する能力のない未成年者の行為により火災が発生した場合においては、民法 714 条 1 項に基づき、未成年者の監督義務者が右火災による損害を賠償すべき義務を負うが、右監督義務者に未成年者の監督について重大な過失がなかったときは、これを免れるものと解するのが相当」としている。

ウ正しい。

本記述は、最判平 28.3.1 により正しい。

判例は、本記述と同様の事案において、「法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法 714 条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条 1 項が類推適用されると解すべきである」としている。

エ誤り。

最判平 27.4.9。判例は、本記述と同様の事案において、「親権者の直接的な監視下でない子の行動についての日頃の指導監督は、ある程度一般的なものとならざるを得ないから、通常は人身に危険が及ぶものとはみられない行為によつてたまたま人身に損害を生じさせた場合は、当該行為について具体的に予見可能であるなど特別の事情が認められない限り、子に対する監督義務を尽くしていなかったとすべきではない」としている。

オ誤り。

最判平 28.3.1。判例は、「精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法 714 条 1 項にいう『責任無能力者を監督する法定の義務を負う者』に当たるとすることはできない」としている。

以上により、正しい記述はイとウであり、したがって、正解は肢 3 となる。

■該当過去問

3-6

1 他人に損害を加えた場合の責任を弁識する能力を有する未成年者がした加害行為については、その監督義務者は、損害賠償責任を負わない。

16-20

エ 責任を弁識する能力のない未成年者の行為によって火災が発生した場合において、未成年者自身に重大な過失と評価することができる事情があったとしても、その監督について重大な過失がなかったときは、監督者は、火災により生じた損害を賠償する責任を負わない。

債権法改正・相続法改正完全対応版『リアリスティック民法Ⅲ』P365, 366

※責任能力のある未成年者が不法行為をした場合に監督義務者が責任を負うことはないのか？

民法 714 条は責任無能力者が不法行為をした場合のハナシですので、責任能力のある未成年者（高校生など）が不法行為をした場合には適用されません。しかし、責任能力のある未成年者が不法行為をした場合であっても、監督義務者の監督義務違反と未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係がある場合は、監督義務者は「民法 709 条」により損害賠償責任を負うことがあります（最判昭 49. 3. 22）。**3-6-1**

……（中略）……

4. 責任無能力者による失火と監督義務者の損害賠償責任

失火の場合の責任を軽減する「失火責任法」という特別法があります。「失火」とは、放火と違い、犯罪の故意なく火災を発生させてしまった場合です。失火の場合、重過失のときに民法 709 条の責任を負うとされ、民法 709 条の責任が軽減されています（失火責任法）。失火責任法は明治時代にできた法律なのですが、当時は木造家屋ばかりであったため、すぐに周りの建物に延焼し、失火による損害額が膨大になる確率が高かったので、責任の軽減がされたのです。**16-20-エ**

責任無能力者が失火によって火災を発生させてしまった場合、監督義務者は、監督について重大な過失がなければ、民法 714 条の監督義務者の責任を免れることができます（最判平 7. 1. 24）。失火の場合、監督義務者の責任も軽減されるのです。

STEP 1 基準問題 【行政書士試験（平成28年）】

問 1

A、BおよびCが甲土地を共有し、甲土地には乙建物が存在している。この場合に関する次のア～オの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、正しいものの組合せはどれか。

- ア DがA、BおよびCに無断で甲土地に乙建物を建てて甲土地を占有使用している場合、Aは、Dに対し、単独で建物の収去および土地の明渡しならびに土地の占拠により生じた損害全額の賠償を求めることができる。
- イ Eが、A、BおよびCが共有する乙建物をAの承諾のもとに賃借して居住し、甲土地を占有使用する場合、BおよびCは、Eに対し当然には乙建物の明渡しを請求することはできない。
- ウ Fが賃借権に基づいて甲土地に乙建物を建てた場合において、A、BおよびCが甲土地の分割協議を行うとすることは、Fに対して分割協議を行う旨を通知しなければならず、通知をしないときは、A、BおよびCの間でなされた分割の合意は、Fに対抗することができない。
- エ Aが乙建物を所有し居住している場合において、Aが、BおよびCに対して甲土地の分割請求をしたときは、甲土地をAに単独所有させ、Aが、BおよびCに対して持分に相当する価格の賠償を支払う、いわゆる全面的価額賠償の方法によって分割しなければならない。
- オ A、BおよびCが乙建物を共有する場合において、Aが死亡して相続人が存在しないときは、Aの甲土地および乙建物の持分は、BおよびCに帰属する。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・オ
- 4 ウ・エ
- 5 エ・オ

問1

DATE : / / /

解答

3

ア 誤り

判例は、共有物を第三者が無断で占有使用している場合において、各共有者は単独でその明渡しを請求することができるとしている(大判大7.4.19、大判大10.7.18)。もっとも、判例は、共有にかかる土地が不法に占有されたことを理由として、共有者の全員又はその一部の者から右不法占有者に対してその損害賠償を求める場合には、右共有者は、それぞれその共有持分の割合に応じて請求をすべきものであり、その割合を超えて請求をすることはできないとしている(最判昭51.9.7)。

イ 正しい

判例は、共有者の一部の者から共有物を占有使用することを承認された第三者に対しては、その占有は、同意をした共有者の持分に基づくものと認められる限度で、共有物を占有使用する権限を有するから、その余の共有者は、当然には、共有物の明渡しを請求することができないとしている(最判昭63.5.20)。

ウ 誤り

共有物について権利を有する者及び各共有者の債権者は、自己の費用で、分割に参加することができる(260条1項)。また、当該参加の請求があったにもかかわらず、その請求をした者を参加させないで分割をしたときは、その分割は、その請求をした者に対抗することができない(同条2項)。

エ 誤り

各共有者は、いつでも共有物の分割を請求することができる(256条1項本文)。そして、共有物の分割方法には現物分割、代価分割、価額賠償があるが、各共有者間の協議によって分割をする場合においては、どの方法を採用しても構わないものとされている。判例も、共有物を共有者のうちの1人の単独所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価額を賠償させる方法(いわゆる全面的価額賠償の方法)によることも許されるとしている(最判平8.10.31)。したがって、全面的価額賠償の方法によって分割しなければならないわけではない。

オ 正しい

共有者の一人が、その持分を放棄したとき、又は死亡して相続人がないときは、その持分は、他の共有者に帰属する(255条)。

次のとおり、正しいものはイ・オであるから、正解は3となる。

STEP 2 肢別ドリル

【共有の内部関係】

15-01 司法試験 平成20年	<p>Q A、B及びCは各3分の1の持分で甲土地を共有している。Aが単独で甲土地全部を占有している場合でも、B及びCは、その共有持分が過半数を超えることを理由としては、Aに対して甲土地の明渡しを請求することはできない。</p> <p>☛ ○（最判昭41.5.19）</p>
15-02 司法試験 平成27年	<p>Q Aが3分の1、Bが3分の2の持分で甲土地を共有している。AがBに無断で甲土地全体を単独で占有している場合であっても、Bは、自分の共有持分が過半数を超えることを理由として、Aに対し、甲土地全体の明渡しを求めることはできない。</p> <p>☛ ○（最判昭41.5.19）</p>
15-03 司法書士試験 平成27年	<p>Q A、B及びCが甲土地を共有している場合に、Aが、B及びCの同意を得ずに、甲土地の全部を占有し、使用しているときは、B及びCは、Aに対し、甲土地の全部をB及びCに明け渡すことを請求することができる。</p> <p>☛ ×（最判昭41.5.19）</p>
15-04 司法書士試験 平成19年	<p>Q 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで共有地を占有している場合には、他の共有者は、当該共有者に対して当該共有地の明渡しを請求することができる。</p> <p>☛ ×（最判昭41.5.19）</p>
15-05 司法書士試験 平成15年	<p>Q 他の共有者との協議に基づかないで共有地を占有している共有者に対し、他の共有者は、明渡しを請求することができる。</p> <p>☛ ×（最判昭41.5.19）</p>
15-06 司法試験 平成27年	<p>Q Aが3分の1、Bが3分の2の持分で甲土地を共有している。甲土地の利用方法についてAとBが協議したが意見が一致せず、Aに無断でBがCと甲土地の賃貸借契約を締結し、Cが甲土地を占有している場合、Aは、Cに対し、甲土地全体の明渡しを求めることができる。</p> <p>☛ ×（最判昭63.5.20）</p>

<p>15-07 司法書士試験 平成15年</p>	<p>Q 共有者間の協議に基づかないで一部の共有者から共有地の占有使用を承認された第三者に対し、他の共有者は、明渡しを請求することができる。</p> <p>☛ × (最判昭63.5.20)</p>
<p>15-08 司法書士試験 平成19年</p>	<p>Q 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで共有地を第三者に賃貸している場合には、他の共有者は、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができる。</p> <p>☛ × (最判昭63.5.20)</p>
<p>15-09 司法試験 平成11年</p>	<p>Q 第三者が共有者の一人の同意のみに基づいて甲不動産を占有利用している場合、持分の過半数を有する他の共有者は、その全部の返還を請求することができる。</p> <p>☛ × (最判昭63.5.20)</p>
<p>15-10 司法書士試験 平成27年</p>	<p>Q A、B及びCが甲土地を共有している場合に、Aが、B及びCの同意を得ずに、農地である甲土地について宅地造成工事をしているときは、Bは、Aに対し、その工事の差止めを請求することができる。</p> <p>☛ ○ (最判平10.3.24)</p>
<p>15-11 司法書士試験 平成15年</p>	<p>Q 共有者間の協議に基づかないで一部の共有者が共有地である農地を造成して宅地にしようとしている場合には、他の共有者は、妨害排除請求権の行使として造成工事の禁止を求めることができる。</p> <p>☛ ○ (最判平10.3.24)</p>
<p>15-12 司法書士試験 平成19年</p>	<p>Q 共有者の一人が共有者間の協議に基づかないで農地である共有地を造成して宅地にする工事を行っている場合には、他の共有者は、当該共有者に対して、当該工事の差止めを請求することができる。</p> <p>☛ ○ (最判平10.3.24)</p>
<p>15-13 司法試験 平成11年</p>	<p>Q 共有者の一人が他の共有者の同意を得ることなく共有物である甲不動産に対し物理的変更を加えた場合、他の共有者は、各自単独で、その原状回復を請求することができる。</p> <p>☛ ○ (最判平10.3.24)</p>

<p>15-14 司法試験 平成27年</p>	<p>Q Aが3分の1、Bが3分の2の持分で甲土地を共有している。Aに無断でBが甲土地を農地から宅地にする造成工事を行い、甲土地の形状を変更している場合、Aは、Bに対し、その工事の差止めを求めることができる。</p> <p>☛ ○（最判平10.3.24）</p>
---------------------------------	---

【共有の外部関係】

<p>15-15 司法試験 平成20年</p>	<p>Q A、B及びCは各3分の1の持分で甲土地を共有している。第三者が甲土地を無断で資材置場として使用している場合、Aは単独でその第三者に対して、甲土地全部の明渡しを請求することができる。</p> <p>☛ ○（大判大7.4.19、大判大10.7.18）</p>
---------------------------------	--

<p>15-16 司法書士試験 平成24年</p>	<p>Q A及びBが甲土地を共有している場合に、甲土地がCに不法に占拠された場合には、Aは、単独で、甲土地の明渡しをCに請求することができる。</p> <p>☛ ○（大判大7.4.19、大判大10.7.18）</p>
-----------------------------------	--

<p>15-17 司法書士試験 平成15年</p>	<p>Q 共有地を不法に占有している第三者に対し、各共有者は、単独で明渡しを請求することができる。</p> <p>☛ ○（大判大7.4.19、大判大10.7.18）</p>
-----------------------------------	--

<p>15-18 司法書士試験 平成19年</p>	<p>Q 第三者が共有地を不法に占有している場合には、各共有者は、単独では、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができない。</p> <p>☛ ×（大判大7.4.19、大判大10.7.18）</p>
-----------------------------------	---

<p>15-19 司法書士試験 平成27年</p>	<p>Q A、B及びCが甲土地を共有している場合に、甲土地につき、真実の所有者でないDが所有権の登記名義人となっている場合、Aは、B及びCの同意を得なくても、Dに対し、その抹消登記手続を請求することができる。</p> <p>☛ ○（最判平15.7.11）</p>
-----------------------------------	---

<p>15-20 司法試験 平成20年</p>	<p>Q A、B及びCは各3分の1の持分で甲土地を共有している。Aは、Cの持分について第三者への不実の持分移転登記がされている場合には、単独でその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる。</p> <p>☛ ○（最判平15.7.11）</p>
---------------------------------	---

<p>15-21 司法書士試験 平成15年</p>	<p>Q 共有物に対する不法行為による損害賠償請求権は、持分に応じて各共有者に帰属する。</p> <p>☛ ○（最判昭51.9.7）</p>
-----------------------------------	--

<p>15-22 司法書士試験 平成19年</p>	<p>Q 第三者が共有地を不法に占有している場合において、当該第三者に対して不法行為に基づく損害賠償の請求をするときは、各共有者は、自己の持分の割合を超えて損害賠償を請求することができない。</p> <p>☛ ○（最判昭51.9.7）</p>
-----------------------------------	---

<p>15-23 司法試験 平成11年</p>	<p>Q 第三者が無権原で甲不動産を占有利用している場合、共有者は、各自単独で、その全部の返還を請求することができるが、甲不動産の不法占有から生ずる損害の全部の賠償は請求することができない。</p> <p>☛ ○（最判昭51.9.7）</p>
---------------------------------	---

【共有物の管理行為】

<p>15-24 司法書士試験 平成24年</p>	<p>Q A及びBが甲土地を共有している場合に、甲土地のAの持分が3分の2である場合において、A及びBが甲土地をCに賃貸したところ、Cが甲土地を無断で転貸し、背信的行為と認めるに足りない特段の事情もないときは、Aは、単独で、甲土地の賃貸借契約を解除することができる。</p> <p>☛ ○（最判昭39.2.25）</p>
-----------------------------------	--

<p>15-25 司法試験 平成20年</p>	<p>Q A、B及びCは各3分の1の持分で甲土地を共有している。A、B及びCが共同して甲土地を第三者に賃貸している場合、第三者がその賃料の支払を怠ったときの賃貸借契約の解除は、AとBととすることができる。</p> <p>☛ ○（最判昭39.2.25）</p>
---------------------------------	---

【共有物の分割】

<p>15-26 行政書士試験 平成22年</p>	<p>Q A・B・Cの3人が、甲土地、乙土地、丙土地のすべてについて、どれも3分の1ずつの持分権をもって共有している。Aが、BおよびCに対して、甲土地、乙土地および丙土地の分割を請求した場合において、裁判所は、これらを一括して分割の対象としてAが甲土地、Bが乙土地、Cが丙土地というように各土地を単独所有とする分割方法をとることができる。</p> <p>☛ ○（最大判昭62.4.22）</p>
-----------------------------------	---

<p>15-27 司法試験 平成22年</p>	<p>Q A、B及びCが共有者である共有不動産についての裁判による分割において、AとBが原告となり、Cを被告として分割請求をした場合、Cの持分の限度で現物を分割し、残りの部分をAとBの共有とする方法は許される。</p> <p>☛ ○（最大判昭62.4.22）</p>
---------------------------------	---

<p>15-28 行政書士試験 平成22年</p>	<p>Q A・B・Cの3人が、甲土地、乙土地、丙土地のすべてについて、どれも3分の1ずつの持分権をもって共有している。Aが、BおよびCに対して、甲土地、乙土地および丙土地の分割を請求した場合において、裁判所は、乙土地および丙土地については共有関係を解消せず、Aに対してのみAの持分権に相当する甲土地を取得させ、乙土地および丙土地はBとCの共有として残すとする分割方法をとることができる。</p> <p>☛ ○（最大判昭62.4.22）</p>
<p>15-29 行政書士試験 平成22年</p>	<p>Q A・B・Cの3人が、甲土地、乙土地、丙土地のすべてについて、どれも3分の1ずつの持分権をもって共有している。Aが、BおよびCに対して、甲土地、乙土地および丙土地の分割を請求した場合において、裁判所は、Aの申立てがあれば、甲土地、乙土地および丙土地をAの単独所有とし、BおよびCに対してAから各自の持分権の価格を賠償させる方法をとらなければならない。</p> <p>☛ ×（最判平8.10.31）</p>
<p>15-30 司法書士試験 平成27年</p>	<p>Q A、B及びCが甲土地を共有している場合に、A、B及びCの間で甲土地についての共有物分割の協議が調わず、Aが裁判所に甲土地の分割を請求したときは、裁判所は、Aが甲土地の全部を取得し、B及びCがそれぞれの持分の価格の賠償を受ける方法による分割を命ずることはできない。</p> <p>☛ ×（最判平8.10.31）</p>
<p>15-31 司法書士試験 平成22年</p>	<p>Q A、B及びCが共有する建物を分割する場合において、協議により分割するときは、Aに当該建物を取得させ、B及びCに持分の価格を賠償する方法によることができるが、裁判により分割するときは、このような方法によることはできない。</p> <p>☛ ×（最判平8.10.31）</p>

STEP 3 前提知識

—図表— 共有の内部関係・外部関係

	内部者	外部者
物権 (モノ)	①明渡請求 (最判昭41.5.19) (最判昭63.5.20) ②原状回復請求・差止請求 (最判平10.3.24)	①明渡請求 (大判大10.7.18) (大判大7.4.19) ②妨害排除請求 ③抹消登記請求 (最判昭31.5.10) (最判平15.7.11)
債権 (カネ)		④損害賠償請求 (最判昭51.9.7)

—判例— 共有の内部関係・外部関係

判例 1	共有物の価格の過半数をこえるからといって、共有物を現に占有する少数持分権者に対し、当然にその明渡を請求することができるものではない。ただし、このような場合、右の少数持分権者は自己の持分によって、共有物を使用収益する権原を有し、これに基づいて共有物を占有するものと認められるからである（最判昭41.5.19）。
判例 2	共有者の一部の者から共有者の協議に基づかないで共有物を占有使用することを承認された第三者は、その者の占有使用を承認しなかった共有者に対して共有物を排他的に占有する権原を主張することはできないが、現にする占有がこれを承認した共有者の持分に基づくものと認められる限度で共有物を占有使用する権原を有するので、第三者の占有使用を承認しなかった共有者は右第三者に対して当然には共有物の明渡しを請求することはできないと解するのが相当である（最判昭63.5.20）。
判例 3	共有者の一部が他の共有者の同意を得ることなく共有物を物理的に損傷し、あるいは、これを改変するなど共有物に変更を加える行為をしている場合には、他の共有者は、各自の共有持分権に基づいて、右行為の全部の禁止を求めることができるだけでなく、右行為により生じた結果を除去して共有物を原状に復させることを求めることもできる（最判平10.3.24）。
判例 4	判例は、第三者が共有地を不法に占有している場合には、各共有者は、単独で、当該第三者に対して、当該共有地の明渡しを請求することができるとしている（大判大7.4.19、大判大10.7.18）。
判例 5	不動産の共有者の1人は、その持分権に基づき、共有不動産に対して加えられた妨害を排除することができる。不実の持分移転登記がされている場合には、その登記によって共有不動産に対する妨害状態が生じているということから、共有不動産について全く実体上の権利を有しないのに持分移転登記を経由している者に対し、単独でその持分移転登記の抹消登記手続を請求することができる（最判昭31.5.10）。

判例 6	共有にかかる土地が不法に占有されたことを理由として、共有者の全員又はその一部の者から右不法占有者に対してその損害賠償を求める場合には、右共有者は、それぞれその共有持分の割合に応じて請求をすべきものであり、その割合を超えて請求をすることはできない（最判昭51.9.7）。
------	--

—図表— 共有物の保存・管理・変更

	保存行為	管理行為	変更行為
意義	共有物の現状を維持する行為	共有物を利用・改良する行為	共有物の形や性質に変更を加える行為
具体例	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共有物の修理 ・ 公租公課（固定資産税）の負担 ・ 共有物全体の侵害者に対する妨害排除 ・ 不実の登記の抹消登記請求など 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共有物の賃貸借契約の締結 ・ 賃貸借契約の解除（最判昭39.2.25） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共有物の譲渡（売却・贈与など） ・ 共有物の担保の設定（抵当権・質権等） ・ 地目の変更（農地→宅地）
要件	各共有者単独	持分の価格の過半数	共有者全員の同意

—図表— 共有物の分割

	内容
共有物の分割請求	各共有者は、原則として、いつでも共有物の分割請求ができる（256条1項本文）。共有者は5年を超えない期間、分割しない旨の特約（分割禁止特約）を結ぶことができる（256条1項ただし書）。
分割の方法	<p>(1) 原則：協議分割 共有物の分割は、原則として、共有者の協議による。分割の方法としては、①現物分割、②代金分割、③価格賠償などの分割方法がある。</p> <p>(2) 例外：裁判所による分割 共有物の分割について共有者間に協議が調わないときは、その分割を裁判所に請求することができる（258条1項）。</p>

—判例— 共有物の分割

判例 7	数か所に分かれて存在する多数の共有不動産について、民法258条により現物分割をする場合には、これらを一括して分割の対象とし、分割後のそれぞれの不動産を各共有者の単独所有とすることも許される（最大判昭62.4.22）。
------	--

判例 8	多数の者が共有する物を民法258条により現物分割する場合には、分割請求者の持分の限度で現物を分割し、その余は他の者の共有として残す方法によることも許される（最大判昭62.4.22）。
------	---

判例 9	民法258条により共有物の分割をする場合において、当該共有物を共有者のうちの特定の者に取得させるのが相当であると認められ、かつ、その価格が適正に評価され、当該共有物を取得する者に支払能力があって、他の共有者にはその持分の価格を取得させることとしても共有者間の実質的公平を害しないと認められる特段の事情があるときは、共有物を共有者のうちの1人の単独所有又は数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対して持分の価格を賠償させる方法（いわゆる全面的価格賠償の方法）によることも許される（最判平8.10.31）。
------	---

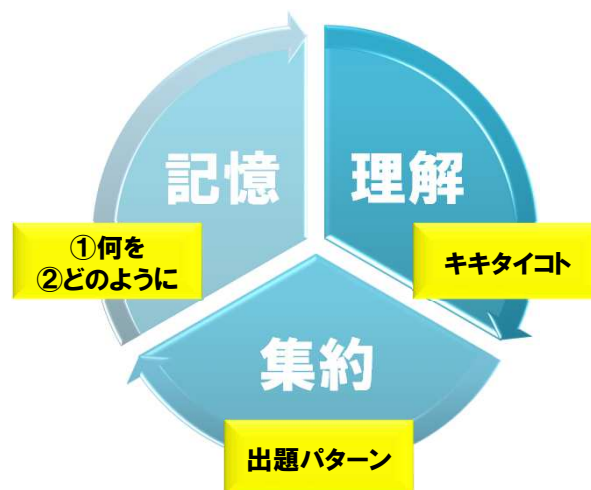
松本雅典（本公開講座担当講師）

主な担当講座	基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」	
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士 5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『司法書士試験 リアリスティック 1 民法Ⅰ [総則] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ [物権] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ [債権・親族・相続] 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所）
		『司法書士試験 リアリスティック 4 不動産登記法Ⅰ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所） ※2019年7月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 5 不動産登記法Ⅱ 債権法改正・相続法改正完全対応版』（辰巳法律研究所） ※2019年7月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商業登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所） ※2019年9月発売
		『司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商業登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所） ※2019年9月発売
記述	『司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）	
	『司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）	
ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
ブログ	司法書士試験超短期合格法研究ブログ https://sihousyosisisikenn.jp/	
Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師）@matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa	
Facebook	松本 雅典 https://www.facebook.com/masanori.matsumoto.7	

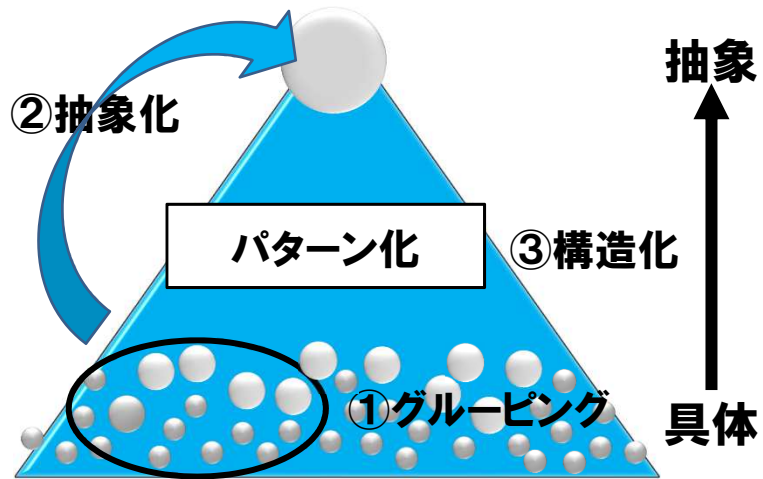
山田 × 松本対談

過去問を活用した過去問を繰り返し
解かなくても問題が解けるようになる方法

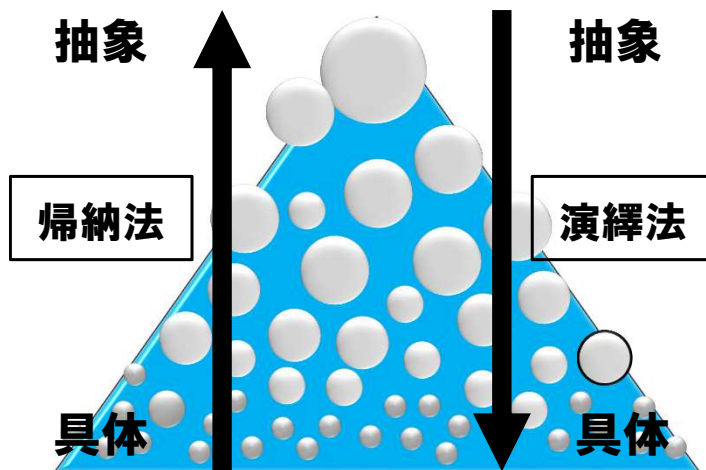
3ステップ学習法①



3ステップ学習法②



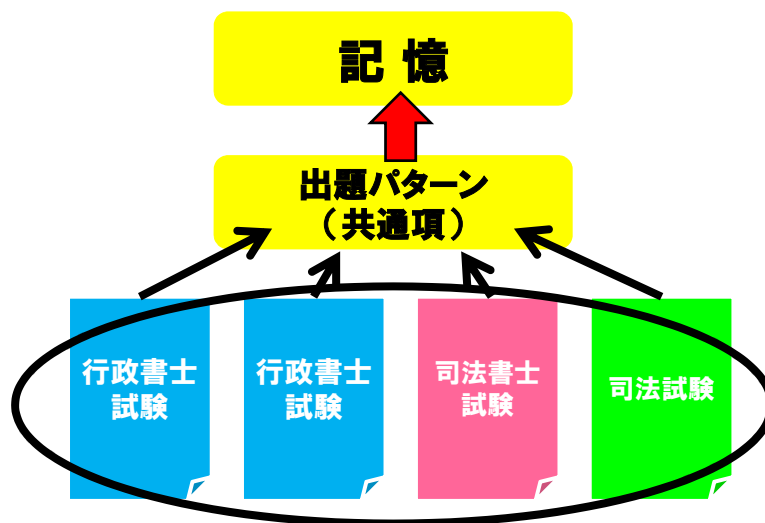
3ステップ学習法③



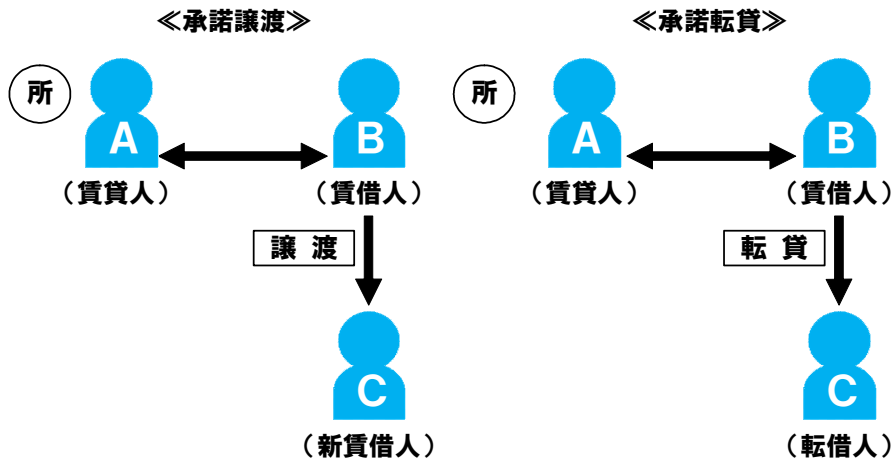
3ステップ学習法④

帰納法	演繹法
個々の具体的事実から、具体的事実関係の 本質的な共通点 を推論し、結論を導き出す説明	一定の前提から論理規則に基づいて必然的に結論を導き出す説明

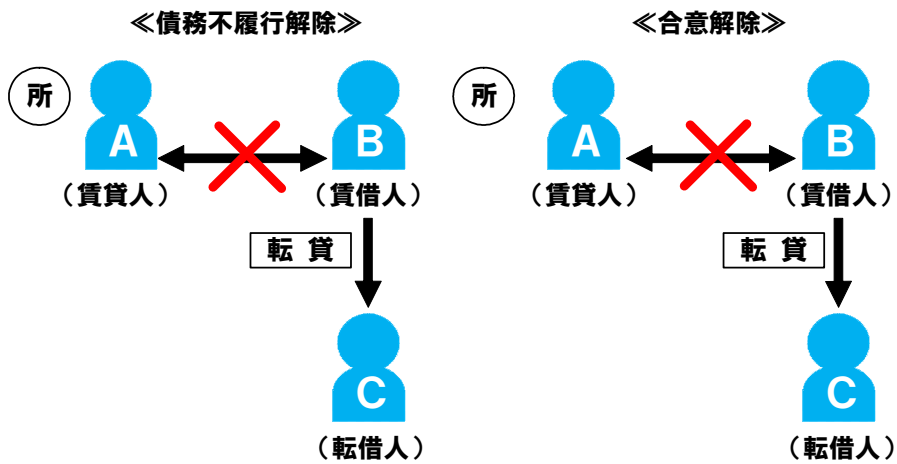
3ステップ学習法⑤



貸借契約①



貸借契約②



おわりに①

1

民行のAランク問題を落とさない

☞ 行政法19問中12問、民法9問中4問

2

民・行1400肢の肢別ドリル

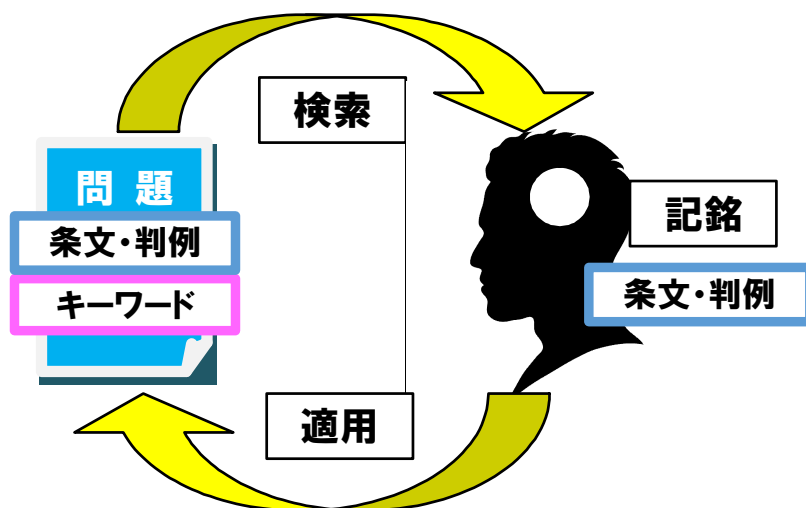
☞ 出題パターンと解法パターンをマスター

3

キーワード→検索トレーニング

☞ 解答スピードと正答率を高める！

おわりに②



おわりに③

テーマ

問題○ に関する次の記述のうち、○○法の
規定及び判例に照らし、正しいものはどれか。

1 ○○○○

2 □□□□

キーワード

条文
判例

3

4

5

おわりに④

		2014	2015	2016	2017	2018	
法令科目	基礎法学	54.8%	40.3%	54.1%	72.5%	67.5%	難
	憲法	45.3%	68.4%	47.1%	60.5%	70.5%	易
	行政法	57.6%	71.5%	65.5%	66.1%	67.1%	並
	民法	43.6%	52.5%	55.2%	63.9%	52.2%	難
	商法	38.5%	34%	40.5%	58.5%	40.5%	難
一般知識	政経社	50.2%	48.7%	48.5%	59.0%	44.0%	難
	情報	62.8%	67.5%	56.6%	70.8%	64.5%	難
	文章理解	50.8%	66.5%	75.9%	93.5%	75.5%	難

あなたの熱意
辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>